

# 後期高齢者医療 被保険者の皆さまへ



**平成22・23年度の  
保険料率が決定しました**

熊本県後期高齢者医療広域連合では、2年ごとに保険料率の見直しを行い、保険料を次のとおりに決定しました。

平成20・21年度		平成22・23年度	
均等割額	46,700円	均等割額	47,000円
所得割率	8.62%	所得割率	9.03%

保険料の計算方法

$$\text{保険料(年額)} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

$$= 47,000円 + (\text{総所得金額等} - 33万円) \times 9.03\%$$

※年額50万円が上限です。

**平成22年度保険料軽減は  
継続します**

所得が低い人や被用者保険(※)加入者に扶養されていた人の保険料は、継続して軽減されます。

※被用者保険とは協会けんぽ、健保組合、共済組合などです。

### 所得が低い人の軽減

1. 保険料の均等割額(被保険者全員が等しく負担する保険料)の軽減  
世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額が次の場合の軽減割合

- 「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)
- ↓ 保険料の均等割額を9割軽減
- 「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯
- ↓ 保険料の均等割額を8・5割軽減



- 「基礎控除額(33万円)」+「24・5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)」を超えない世帯
- ↓ 保険料の均等割額を5割軽減
- 「基礎控除額(33万円)」+「35万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯
- ↓ 保険料の均等割額を2割軽減

2. 保険料の所得割額(所得に応じて負担する保険料)の軽減  
被保険者の総所得金額が次の場合の軽減割合

- 「基礎控除(33万円)」+58万円を超えない人
- ↓ 保険料の所得割額を5割軽減
- 被用者保険加入者に扶養されていた人も、保険料の軽減があります。特別措置として、当分の間は保険料の均等割額が9割軽減されます(所得割額はかかりません)。

### 被用者保険加入者に 扶養されていた人の軽減

被用者保険加入者に扶養されていた人も、保険料の軽減があります。特別措置として、当分の間は保険料の均等割額が9割軽減されます(所得割額はかかりません)。

### 特別徴収の人は、口座振替へ 変更することができます

後期高齢者医療保険料を特別徴収でお支払いの人、また新たに特別徴収で支払う予定の人は、申し出により支払方法を口座振替へ変更することができます。

なお、すでに申し出を行っている人は、再度申し出の必要はありません。

### 所得の変更に伴い、保険料や 一部負担金が増える場合 があります

過去にさかのぼって所得が変更される場合は、過去の保険料や一部負担金の額が増えたり、差額分の納付書が届く場合があります。

### 人間ドックの健診には 補助があります

後期高齢者医療の被保険者の人で、保険料の未納がない人は、人間ドック健診に25,000円を町が補助します。

人間ドックを希望される人は、申し込みをしていただく必要がありますので、詳しくはお尋ねください。

### 高額医療・高額介護 合算療養費制度

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度です

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者全員が、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担を合計し、基準額を超えた場合にその超えた金額を支給します。

### 支給対象者には申請書が届きます

平成20年4月から平成21年7月までの16カ月間にかかった医療保険と介護保険の自己負担合計額が支給対象となる被保険者には、申請書を送付しています。申請書は、健康・保険課に提出してください。

ただし、平成20年4月から平成21年7月までの間に、市町村を越えて転居した人や、他の医療保険制度から後期高齢者医療制度に移った人には、お知らせができない場合があります。

具体的な手続きやご不明な点については、健康・保険課までご相談ください。

### 平成22年度後期高齢者 医療保険料の支払方法

後期高齢者医療の保険料は、特別徴収(年金からの差し引き)または普通徴収(納付書や口座振替)でお支払いいただいています。

平成22年度の保険料の支払方法は次のとおりとなりますので、ご確認ください。

#### 平成21年度の後期高齢者医療 保険料の最後の支払方法が次の人

##### ・特別徴収だった人

平成22年4月から特別徴収で保険料をお支払いいただきます。

※申し出により口座振替へ変更することもできます。

##### ・普通徴収だった人

平成21年7月1日以降に75歳の誕生日を迎えられた人は、下の表のとおり、平成22年度途中から特別徴収になりますのでご注意ください(年金受給額が年間18万円未満の人などを除く)。



75歳の誕生日	普通徴収の月	特別徴収の開始月
平成21年7月1日 ~ 平成21年10月1日の間		平成22年4月から
平成21年10月2日 ~ 平成21年12月1日の間	平成22年4・5月	平成22年6月から
平成21年12月2日 ~ 平成22年2月1日の間	平成22年4・5・7月	平成22年8月から
平成22年2月2日 ~ 平成22年3月2日の間	平成22年4・5・7・8・9月	平成22年10月から
平成22年3月3日 ~ 平成22年3月31日の間	平成22年7・8・9月	平成22年10月から